Title	自ら招いた精神障害の刑法的評価 : 責任能力論の内部での解決を目指して	
Sub Title	Culpably self-induced mental disorder and insanity defense	
Author	竹川, 俊也(Takekawa, Toshiya)	
Publisher		
Publication year	2021	
Jtitle	Jtitle 科学研究費補助金研究成果報告書 (2020.)	
JaLC DOI		
Abstract	わが国の裁判実務では、犯罪に及ぶ意思を事前に有していたかを問わず、自招性の精神障害の場合には端的に刑法39条の適用が排除されている。こうした、自招性精神障害の場合に責任無能力の余地を排除する考え方は、英米法の領域で伝統的に採られてきたものであるが、犯罪論の多くの領域でドイツ法研究が優勢となっているわが国では、ほとんど研究がなされていない。本研究では、新しい領域であるアメリカ・イギリス刑法における自招酩酊と刑事責任の関係をめぐる議論を分析し、そこから得られた示唆を、わが国の責任能力論の解釈に正確に反映させるための研究を行った In Japan, the application of Article 39 of the Penal Code is excluded in cases of self-induced mental disorders, regardless of whether a person had prior intention to commit a crime. This idea of excluding the possibility of insanity defense in the case of self-induced mental disorders has been traditionally adopted in the area of Anglo-American law, but little research has been done in Japan, where German law research is dominant in many areas of criminal theory. The purpose of this study is to analyze the relationship between self-induced drunkenness and criminal responsibility in a new field of criminal law in the United States and the United Kingdom.	
Notes	研究種目 : 若手研究 研究期間 : 2018~2020 課題番号 : 18K12655 研究分野 : 刑事法学	
Genre	Research Paper	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_18K12655seika	

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究成果報告書 科学研究費助成事業



令和 3 年 6月 7 日現在

	• • • •	
機関番号: 32612		
研究種目: 若手研究		
研究期間: 2018~2020		
課題番号: 18K12655		
研究課題名(和文)自ら招いた精神障害の刑法的評価 責任能力論の内部で	の解決を目指して	
研究细胞タ(茶文)Culpably Salf induced Nantal Disorder and Inconity	· Defense	
研究課題名(英文)Culpably Self-induced Mental Disorder and Insanity	Derense	
研究代表者		
竹川 俊也(TAKEKAWA, TOSHIYA)		
慶應義塾大学・法務研究科(三田)・講師		
研究者番号:4 0 8 1 2 1 9 4		
交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,200,000 円		

研究成果の概要(和文): わが国の裁判実務では、犯罪に及ぶ意思を事前に有していたかを問わず、自招性の 精神障害の場合には端的に刑法39条の適用が排除されている。こうした、自招性精神障害の場合に責任無能力 の余地を排除する考え方は、英米法の領域で伝統的に採られてきたものであるが、犯罪論の多くの領域でドイツ 法研究が優勢となっているわが国では、ほとんど研究がなされていない。本研究では、新しい領域であるアメリ カ・イギリス刑法における自招酩酊と刑事責任の関係をめぐる議論を分析し、そこから得られた示唆を、わが国 の責任能力論の解釈に正確に反映させるための研究を行った

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究によって,自招酩酊に関する英米の議論を応用することで、「原因において自由な行為」の類型のみな らず、自招性精神障害者の刑事責任の判断枠組みを統一的に提示することが可能となる。また,これまで主流と なっていた「原因において自由な行為」の理論では、実行行為概念の拡張や同時存在原則の例外などの解決策に より、犯罪論に不自然な歪みがもたらされてきたが、責任能力論の内部での解決を図る本研究により、こうした 弊害を回避することが可能となる。さらに、本研究を基礎として量刑論にも研究の領域を広げ、刑の加重・減軽 事情としての自招性精神障害の位置づけについて、有益な示唆が得られる研究へと展開することが可能となる。

研究成果の概要(英文): In Japan, the application of Article 39 of the Penal Code is excluded in cases of self-induced mental disorders, regardless of whether a person had prior intention to commit a crime. This idea of excluding the possibility of insanity defense in the case of self-induced mental disorders has been traditionally adopted in the area of Anglo-American law, but little research has been done in Japan, where German law research is dominant in many areas of criminal theory. The purpose of this study is to analyze the relationship between self-induced drunkenness and criminal responsibility in a new field of criminal law in the United States and the United Kingdom.

研究分野: 刑事法学

キーワード: 刑法 量刑 責任能力 自招性 精神障害

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

刑法39条は,行為者の責任能力が問題となる場合について,心神喪失者の不可罰と心神耗弱 者の刑の減軽を定める。刑法上の責任能力は,犯罪行為時に備わっている必要があり,酩酊状態 に乗じて犯罪に及ぶ意思でアルコールや薬物を摂取し,実際に責任能力を欠いた状態で犯罪を 行った場合には,行為者に完全な責任を問えないことになる。この不都合を回避するために,学 説では様々な理論構成が試みられてきた(いわゆる「原因において自由な行為」の理論)。

他方,わが国の裁判実務では,犯罪に及ぶ意思を事前に有していたかを問わず,自招性の精神 障害の場合には端的に刑法39条の適用が排除されている。つまり,行為者の精神障害が自ら招 いたものである場合には,学説の理論構成を用いずとも,責任無能力とされる余地は残されてい ないのである。

こうした,自招性精神障害の場合に責任無能力の余地を排除する考え方は,英米法の領域で伝統的に採られてきたものであるが,犯罪論の多くの領域でドイツ法研究が優勢となっているわが国では,ほとんど研究がなされていない状況にあった。

2.研究の目的

上記の背景のもと,本研究では,イギリス刑法における自招酩酊と刑事責任の関係をめぐる議 論を分析し,そこから得られた示唆を,わが国の責任能力論の解釈に正確に反映させるための研 究を行なうことを目的としている。

3.研究の方法

上記の問題背景・研究目的を踏まえ,本研究では,イギリス刑法における自招酩酊と刑事責任 の関係についての研究蓄積を分析し,自招性精神障害を責任能力論の内部で評価するための理 論枠組みを明らかにした。

具体的には, 自招性精神障害が問題となった裁判例の総合分析, 英米刑法の基礎的な文献 の検討, から得られた知見のわが国の議論への理論的接合を行った。

4.研究成果

上記のように 本研究は,自招性精神障害のあるべき評価枠組みを明らかにすることを目的に, イギリス判例法における任意酩酊ルールの検討を出発点とし,英米刑法学説における事前責任 論に示唆を得ながら,わが国における「原因において自由な行為」論が抱える問題点を明らかに し,精神障害の自招性を責任能力評価の枠内で考慮する方策を提示するものである。

まず,本研究により明らかとなった,イギリス判例法における酩酊の地位については,以下の ように概括できる。イギリス判例法では,自招性精神障害(酩酊)は通常,メンズ・レア欠如の 主張との関係で問題となる。酩酊状態を招致して法益侵害結果のメンズ・レアを犯行時に欠いて いた場合には,Majewski 判決で提示された厳格な任意酩酊ルールにより,特定意思犯罪につい ては刑事責任を免れるが,一般意思犯罪についてはしらふの状態でメンズ・レアを形成可能であ ったとされるかぎり,当該犯罪のメンズ・レアは酩酊状態に陥るという軽率によって補填される。 この任意酩酊ルールに対しては,結果責任を肯定することで刑法の基本原理からの逸脱を正面 から認めるものとして,現地の学説からは批判が向けられている。

酩酊が他の抗弁と競合する場面では、アルコールや薬物の直接的な影響を欠く場合には責任

無能力やオートマティズムの抗弁に依拠することが可能な一方で,アルコールや薬物の急性反応を伴う場合には, 任意酩酊ルールの下でメンズ・レア欠如の主張に関して特定意思犯罪と一般意思犯罪が区別され, 当該精神状態を招致した行為者の有責性をめぐる扱いが各抗弁・主張間で異なることを背景に,複雑な状況にある。このことから,精神状態を自ら悪化させた行為者の有責性を根拠に,各抗弁・主張を退ける統一的な理論的根拠の必要性が徐々に認識されつつある。

また,イギリス法において酩酊が他の抗弁と競合する場面では,アルコールや薬物の直接的な 影響を欠く場合には責任無能力やオートマティズムの抗弁に依拠することが可能な一方で,ア ルコールや薬物の急性反応を伴う場合には, 任意酩酊ルールの下でメンズ・レア欠如の主張に 関して特定意思犯罪と一般意思犯罪が区別され, 当該精神状態を招致した行為者の有責性を めぐる扱いが各抗弁・主張間で異なることを背景に,複雑な状況にある。このことから,精神状 態を自ら悪化させた行為者の有責性を根拠に,各抗弁・主張を退ける統一的な理論的根拠の必要 性が徐々に認識されつつあることが明らかとなった。

英米法圏の学説においても,わが国における構成要件モデルと例外モデルに対応する理論枠 組みがそれぞれ萌芽的に展開されているが,イギリス判例法における酩酊の位置づけ(メンズ・ レア欠如)と日本の学説における問題の捉え方(責任能力喪失)の相違について示唆を与える論 者として注目したのが,John Child である。彼によれば,事前責任の問題は,結果行為時に(メ ンズ・レアなどの)犯罪の原則的構成要素の欠落が問題となるのか,(心神喪失や正当防衛とい った)抗弁事由など犯罪の例外的構成要素の適用が問題となるのかで議論を区別する必要があ る。前者の場面における事前責任の基準としては,結果行為時に欠落した(メンズ・レアなどの) 犯罪要素を正当に補填することが可能な要件であれば足りるが,後者の場面では,法益侵害結果 と同等のメンズ・レアを原因行為の時点で問うことは的を外しているとするのである。

本研究では,こうした英米法圏の知見をわが国に導入する際の障壁に触れた上で,自招性精神 障害の評価枠組みについて具体的な提言を試みた。わが国における従来の議論の問題点として は, 責任能力を事実的な能力として捉える点と, 結果行為時の心理状態(故意・過失)を軽 視する点が挙げられるが,これらの前提は責任能力に関する現在の理解に照らせば維持できな い。他方で,犯罪の原則的構成要素と例外的構成要素という犯罪論構造の相違を根拠に事前責任 の評価枠組みを異にすべきとする Child の指摘は,わが国においても基本的に妥当する。

責任能力評価における精神障害の自招性というファクターの取り入れ方については,どの限 度までの客観的事実を基底とすることが可能なのか,また,どのような内容の行為者主観が考慮 されるのか,という点が課題となる。客観面については,個別行為責任の要請から,責任判断 の無制限的な時間的遡及を阻止し,犯罪的結果の惹起行為に対する非難とは無関係の落ち度 を理由とする帰責を回避することが求められる。数ヶ月以上前の薬物摂取に起因するフラッ シュバックや,長期のアルコール依存によって発症するアルコール幻覚症などは,薬物投与直後 の急性症状下での犯罪とは同視できないという形で実行行為との直接的関連性が否定され, 通常人でも陥りうる錯誤が問題となるケースや,アルコールからの離脱症状としての錯乱状態 は,薬物・アルコールの任意摂取との関係性が薄まるという形で,責任能力評価に与える影響が 変化する。他方で主観面については,弁識・制御能力の低下を招来することについての有責性, および,最終的な法益侵害結果についての有責性の両者が問題となる。では,責任無能力(限 定責任能力)の招致に関する被疑者・被告人の認識や予見可能性(飲酒の経歴,摂取した薬物の 目的,医師の処方によるものか否か)が考慮要素となり,では,結果行為時の故意・過失に対応する犯罪の成立を肯定した上で,原因行為時における法益侵害結果についての有責性(責任形 式)は,責任能力評価に影響を与えうる事実として定位されうるとの結論を得た。

5.主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件(うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件)

1.著者名	4.巻
竹川俊也	69巻6号
2.論文標題	5.発行年
自招性精神障害の刑法的評価:「原因において自由な行為」論の再定位(1)	2019年
3. 雑誌名	6.最初と最後の頁
北大法学論集	1868-1821
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	-

1.著者名	4.巻
竹川俊也	70巻1号
2.論文標題	5 . 発行年
自招性精神障害の刑法的評価:「原因において自由な行為」論の再定位(2・完)	2019年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
北大法学論集	1-36
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	│ 査読の有無
なし	────────────────────────────────────
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著

〔学会発表〕 計4件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1.発表者名 竹川俊也

2 . 発表標題

刑法学における「異質」と「同質」 - 責任能力論を素材として

3 . 学会等名

第15回司法精神医学会(招待講演)

4.発表年 2019年

1.発表者名 竹川俊也

2 . 発表標題

責任能力をめぐる諸問題

3.学会等名 札幌法と心理研究会

4 . 発表年

2019年

1.発表者名 竹川俊也

2.発表標題

自ら招いた精神障害の刑法的評価:「原因において自由な行為」論からの脱却と展望

3 . 学会等名 北大刑事法研究会

4 . 発表年 2018年

1.発表者名 竹川俊也

2.発表標題 自招性精神障害の刑法的評価

3 . 学会等名

早稲田大学刑事法学研究会

4 . 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6 研究組織

 ノ ・ 10/ プレポロ 約4			
氏: (ローマ: (研究者	名 字氏名) 〔番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------